

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の夫が納付していた。夫の国民年金保険料は、申立期間を含め全て納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料だけが未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、結婚した直後の昭和 50 年度以降、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

さらに、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付している上、申立期間の前後において申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

亡くなった父が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父及び申立人と同様に父が納付したとする申立人の母は、共に申立期間を含む昭和39年度以降の国民年金保険料を全て納付している上、父は、47年度以降は付加保険料も納付しており、父の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和46年7月31日発行の国民年金手帳を所持していることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、この頃行われたと考えられるところ、この時点で、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能である上、年金事務所では、当時、加入手続の時点で過年度保険料が未納であった場合には、過年度納付書を作成していたことから、申立人の父の納付意識の高さを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料も納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、元義父が納付してくれていた。

申立期間の元夫の国民年金保険料は納付されているのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納付できないので、調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも短期間である上、申立期間を除く申立人の婚姻期間の国民年金保険料は全て納付済みである。

また、申立人は、申立人の元義父が申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、元義父を含む当時の同居親族は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の元義父は、申立期間の国民年金保険料も納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①については、申立期間直後の昭和50年度の国民年金保険料は、昭和51年11月30日に過年度納付されていることが確認でき、この時点で、申立期間①の国民年金保険料は納付可能である。

加えて、申立期間②については、特殊台帳には、昭和50年度及び51年度の国民年金保険料について、「カード作成」の記載があることから、いずれの年度も国民年金保険料の納付書が発行されたことが推認できることから、前述のとおり、50年度の国民年金保険料が過年度納付されており、申立人の元義父の納付意識の高さを踏まえると、申立期間②に係る国民年金保険料につ

いても過年度納付されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から同年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の納付方法を記憶しておらず、領収書も所持していないが、今まで何度か未納が無いか市役所に確認を行っており、市役所からは、国民年金事務連絡文書には、申立期間前後に未納期間はあるものの、申立期間については、未納の記載は無い。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人には二つの国民年金手帳記号番号が払い出され、平成22年に重複取消処理が行われたところ、申立人は、昭和47年頃に発行されたとみられるA市作成の国民年金事務連絡文書を所持しており、これによると、申立人の国民年金保険料については、43年10月から45年1月までの期間及び同年11月から46年9月までの期間が未納期間と記載されているのみで、申立期間に係る未納の記載は無いことから、同市では、当時、申立期間の国民年金保険料を既に納付済みとして処理していたものと考えられる。

なお、前述の未納期間については、前述の重複取消に伴い、現在は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島厚生年金 事案 1173 (事案 33 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、第 3 種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 事業所における当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の種別の記録を、第 1 種から第 3 種に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の第 3 種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで

今回の申立期間を含め、A 社 B 事業所に勤務した昭和 31 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 13 日までの期間について第三者委員会に申立てをしたところ、当該期間のうち、39 年 12 月 1 日から 42 年 4 月 13 日までの期間については、厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録が訂正された。

しかし、前回申し立てた全ての期間について、被保険者資格の種別に係る記録が訂正されなかったことに納得できない。「社員名簿」及び「昭和 39 年度市民税県民税特別徴収税額の通知書」等、その後新たに見付かった資料を提出するので、前回提出した資料と併せて調査し、申立期間について、第 3 種被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された申立期間の一部の給与明細書等の関連資料により、申立人が第 3 種被保険者としての厚生年金保険料を控除されていたことは確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通

知が行われている。

しかしながら、今回、「昭和 39 年分給与所得の源泉徴収票」の検証結果から、申立期間のうち、前回、給与明細書が無く第 3 種被保険者としての厚生年金保険料の控除が確認できなかった昭和 39 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人は、第 3 種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る第 3 種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社 B 事業所は昭和 42 年 4 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、清算人も 57 年 3 月に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 11 月 1 日から 39 年 6 月 1 日までの期間については、今回新たに提出された「社員名簿」及び「昭和 39 年度市民税県民税特別徴収税額の通知書」等によっても、第 3 種被保険者としての厚生年金保険料が控除されていることは確認又は推認できず、申立人が厚生年金保険第 3 種被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらは、当該期間について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第 3 種被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から同年 12 月まで

私たち夫婦二人分の国民年金保険料については、私が全て納付していた。私たちは自営業を営んでおり、確定申告の際は青色申告を行い、当該保険料を経費として計上していたので、記憶している。

夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、夫婦の記録が一致しない期間があるので、それについて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間を含む昭和 36 年度から 51 年度までの期間において、夫婦共に納付された記録となっている期間は全く無いことが確認できる。

また、申立人には、申立期間以外にも 5 つの期間で合計 96 か月の国民年金保険料の未納期間がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、44 年 4 月から 45 年 9 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 9 月まで
③ 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私たち夫婦二人分の国民年金保険料については、夫が全て納付していた。私たちは自営業を営んでおり、確定申告の際は青色申告を行い、当該保険料を経費として計上していたので、記憶している。

夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、夫婦の記録が一致しない期間があるので、それについて調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間を含む昭和 36 年度から 51 年度までの期間において、夫婦共に納付された記録となっている期間は全く無いことが確認できる。

また、申立人には、申立期間以外にも 4 つの期間で合計 90 か月の国民年金保険料の未納期間がある。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

私は、父と国民年金の加入について話をしたことを記憶しており、国民年金保険料の納付は両親のどちらかが行っていたと思う。

申立期間が未加入期間となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間は未加入期間となっていることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法についての記憶が定かではなく、当時の具体的な状況を確認することはできない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月頃から30年頃まで

申立期間に、駅前にあったA社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の記憶から、具体的な期間の特定はできないものの、申立人が駅前にあったA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によれば、申立人が勤務していたとするA社は、B社(昭和61年4月8日にC社に名称変更)として昭和52年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社は、平成22年11月3日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 18 日から 60 年 2 月 1 日まで

私は、正社員としてA社に入社してすぐに年金手帳を同社に提出し、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された社員名簿によれば、申立人の入社日は、昭和58年4月18日であることが確認できる。

しかしながら、事業主は、申立期間には、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったとしており、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の資格取得日（昭和60年2月1日）は、オンライン記録における資格取得日と一致している上、雇用保険の加入記録における資格取得日とも一致している。

また、前述の社員名簿によれば、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した二人の同僚の入社日は、昭和53年4月19日及び59年1月26日であることが確認できることから、A社では、申立人を含む3人の従業員について、まとめて厚生年金保険に加入させたものと認められる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 25 日から 43 年 1 月 26 日まで
私は、年金の裁定請求手続の際に、初めて、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていると知ったが、退職時には記念品を受け取っただけであり、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として、申立事業所が作成した退職所得の源泉徴収票を添付して提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所地が記載され、昭和 43 年 2 月 20 日に申立事業所を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月後の昭和 43 年 3 月 26 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚は、申立事業所が脱退手当金の請求手続を行ったと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。